

知事部局・教育委員会・警察本部

1 行政職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	1,024	14.2	主事	854	2,830	39.4	役付以外
				技師	166			
				その他（役付以外）	4			
				計	1,024			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	849	11.8	主事	549	2,830	39.4	役付以外
				技師	294			
				その他（役付以外）	6			
				計	849			
3 級	1 係長の職務 2 主任の職務	1,498	20.8	主任	949	1,797	25.0	係長級
				その他（役付以外）	8			
				係長	328			
				副主査	185			
				専門員	18			
				その他（係長級）	10			
計	1,498							
4 級	困難な業務を処理する係長の職務	1,256	17.5	係長	1,093	1,797	25.0	係長級
				講師	38			
				事務長	33			
				専門員	28			
				指導主事	16			
				主任学芸主事	9			
				監査員	8			
				専門技術指導員	7			
				その他（係長級）	24			
				計	1,256			
5 級	課長補佐の職務	972	13.5	主査	664	972		
				課長補佐	71			
				学校主査	37			
				指導主事	35			
				農林事務所の課長	21			
				室長補佐	19			
				検査監	18			
				土木事務所・工事事務所の課長	9			
				主査兼事務長	7			
				管理主事	7			
				主税主査	6			
				社会教育主事	6			
				農業改良普及センターの課長	6			
				監査監	5			
				その他（課長補佐級）	61			
計	972							

6 級	1 副参事又は技佐の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	1,232	17.1	課長補佐	178	1,976	27.5	課長補佐級
				指導主事	121			
				課長補佐（総括）	88			
				主査	62			
				学校主査	57			
				主査兼事務長	51			
				農林事務所の課長	44			
				土木事務所・工事事務所の課長	31			
				室長補佐	31			
				管理主事	30			
				事務室長	22			
				会計課長	21			
				社会教育主事	20			
				県税事務所の課長	18			
				課長補佐（技術総括）	16			
				土木事務所・工事事務所の次長	14			
				農業改良普及センターの課長	13			
				農業改良普及センターの課長	13			
				検査監	12			
				図書館・美術館・博物館の課長	10			
				港湾事務所の課長	6			
				児童相談所の課長	6			
				保健所の次長	6			
				運転免許センター長補佐	6			
				県税事務所の次長	5			
				首席学芸員主事	5			
				その他（課長補佐級）	118			
				副参事	100			
				技佐	45			
				本庁の室長	9			
				農林事務所の部門長	9			
				農業改良普及センター長	7			
				室長（副参事）	7			
				その他（課長級）	51			
				計	1,232			
7 級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務	282	3.9	本庁の課長	74	510	7.1	課長級
				副参事	41			
				本庁の室長	25			
				企画室長	11			
				技佐	9			
				チームリーダー	9			
				本庁の課長（教育庁）	9			
				土木事務所・工事事務所長	8			
				土木事務所・工事事務所の次長	7			
				県民センターの課長	6			
				農林事務所の次長	6			
				教育事務所長	5			

				その他（課長級）	72			
				計	282			
8級	本庁の部の次長の職務	56	0.8	本庁の次長	15	58	0.8	次長級
				農林事務所長	5			
				県民センター長	4			
				土木事務所・工事事務所長	2			
				参事	2			
				県税事務所長	1			
				出資団体指導監	1			
				地域支援監	1			
				調整監	1			
				人事管理監	1			
				水政対策監	1			
				霞ヶ浦浄化対策監	1			
				DX推進監	1			
				県北振興局長	1			
				子ども政策局長	1			
				医療大学事務局長	1			
				東京渉外局長	1			
				国際ビジネス推進監	1			
				立地推進監	1			
				特定プロジェクト推進監	1			
				技術振興局長	1			
				産業技術イノベーションセンター	1			
				農地局長	1			
				農業技術統括監	1			
				農産物販売推進監	1			
				農業大学校長	1			
				都市局長	1			
				技術管理統括監	1			
				災害・防災対策監	1			
				圏央道沿線整備推進監	1			
				議会事務局の次長	1			
				学校教育部長	1			
				教育研修センターの所長	1			
				計	56			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の部の困難な業務を処理する次長の職務	19	0.3	空港対策監	1	17	0.3	部長級
				港湾振興監	1			
				本庁の部長	11			
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
				人事委員会事務局長	1			
				労働委員会事務局長	1			
				監査委員事務局長	1			
				総務企画部長	1			
				計	19			
	合計	7,188	100.0					

備考

- 1 「本庁」とは、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第2条に規定する部その他人事委員会規則で定める組織又は職をいう。
- 2 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 3 職名及び人数には再任用職員及び一般任期付職員（任期付職員法第3条第2項）分を含む。
- 4 級別及び職制上の段階別の人数割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある（他の表において同じ）。

2 公安職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	巡査の職務	251	5.2	巡査	251	3,011	62.0	役付以外
				計	251			
2級	困難な業務を処理する巡査の職務	692	14.3	巡査	438			
				巡査長	240			
				その他（役付以外）	14			
				計	692			
3級	1 巡査部長の職務 2 特に困難な業務を処理する巡査の職務	713	14.7	巡査部長	473			
				巡査部長	208			
				巡査	27			
				その他（係長級）	5			
				計	713			
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する巡査部長の職務	1,707	35.2	巡査部長	1,199			
				巡査長	156			
				係長	345			
				警察署の課長（係長級）	4			
				警察署の課長（課長補佐級）	2			
				課長補佐	1			
				計	1,707			
5級	困難な業務を処理する係長の職務	990	20.4	係長	970	1,398	28.8	係長級
				警察署の課長（係長級）	8			
				警察署の課長（課長補佐級）	9			
				課長補佐	2			
				本庁の課長（課長級）	1			
				計	990			
6級	1 課長補佐の職務 2 専門官の職務	139	2.9	専門官	56			
				警察署の課長（課長補佐級）	71			
				課長補佐	8			
				検視官	2			
				中隊長	1			
				その他（課長補佐級）	1			
				計	139			
7級	1 課長代理の職務 2 管理官等の職務 3 困難な業務を処理する課長補佐の職務	226	4.7	課長補佐	115	300	6.2	課長補佐級
				警察署の課長（課長補佐級）	71			
				課長代理	12			
				検視官	5			
				副隊長	5			
				中隊長	1			

				その他（課長補佐級）	8			
				その他（課長級）	9			
				計	226			
8級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する管理官等の職務	107	2.2	警察署の副署長	25	131	2.7	課長級
				管理官	26			
				警察署長	14			
				本庁の課長	12			
				理事官	8			
				総括理事官	6			
				隊長	4			
				監察官	2			
				その他（課長級）	10			
				計	107			
9級	1 部長の職務 2 参事官の職務 3 本庁の困難な業務を処理する課長の職務	30	0.6	警察署長	10	15	0.3	部長級
				本庁の課長	5			
				参事官	10			
				警察署長	2			
				サイバー戦略統括官	1			
				人身安全少年統括官	1			
				組織犯罪対策統括官	1			
				計	30			
合計		4,855	100.0					

備考

- 1 「本庁」とは、茨城県警察本部内部組織に関する条例（昭和51年茨城県条例第33号）第2条に規定する部をいう。
- 2 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識
□若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 3 職名及び人数には再任用職員分を含む。

3 海事職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職層	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	船舶(甲)、船舶(乙)又は船舶(丙)の定型的な業務を行う航海士、機関士又は通信士(以下「航海士等」という。)の職務	0	0.0		計	0	12	50.0	役付以外
2級	船舶(甲)、船舶(乙)又は船舶(丙)の相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務	0	0.0		計	0			
3級	1 船舶(甲)の1等航海士、1等機関士又は通信長(以下「1等航海士等」という。)の職務 2 船舶(乙)又は船舶(丙)の船長又は機関長(以下「船長等」という。)の職務 3 船舶(甲)、船舶(乙)又は船舶(丙)の特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務	17	70.8	機関士	6	役付以外	10	41.7	係長級
				その他(役付以外)	6	役付以外			
				その他(係長級)	5	係長級			
					計	17			
4級	1 船舶(甲)の相当困難な業務を処理する1等航海士等の職務 2 船舶(乙)の相当困難な業務を処理する船長等の職務	5	20.8	専門員	2	係長級	10	41.7	係長級
				その他	3	係長級			
					計	5			
5級	船舶(甲)の船長等の職務	1	4.2	船長	1	課長補佐級	2	8.3	課長補佐級
					計	1			
6級	船舶(甲)の困難な業務を処理する船長等の職務	1	4.2	船長	1	課長補佐級	2	8.3	課長補佐級
					計	1			
合計		24	100.0						

備考

- 「船舶(甲)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数200トン以上500トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数300トン以上1,000トン未満の船舶をいう。
- 「船舶(乙)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数50トン以上200トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数50トン以上300トン未満の船舶をいう。
- 「船舶(丙)」とは、船舶(甲)、船舶(乙)、遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン以上の船舶及び近海区域を航行区域とする総トン数1,000トン以上の船舶以外の船舶をいう。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)の規定による甲区域内において従業する漁船は遠洋区域を航行区域とする船舶として取り扱い、同令の規定による乙区域内において従業する漁船は近海区域を航行区域とする船舶として取り扱うものとする。
- 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

4 教育職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	大学の助教又は助手の職務	28	26.9	助教	28	28	26.9	役付 以外
				計	28			
2 級	大学の講師の職務	14	13.5	講師	14	14	13.5	係長 級
				計	14			
3 級	大学の准教授の職務	26	25.0	准教授	26	26	25.0	課長 補佐 級
				計	26			
4 級	大学の教授の職務	36	34.6	教授	36	36	34.6	課長 級
				計	36			
合計		104	100.0					

5 教育職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	1,120	15.1	講師 実習助手 寄宿舎指導員 養護助教諭 その他（講師級） 計	734 254 85 45 2 1,120	1,120	15.1	講師級
2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は困難な業務を処理する実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務	5,983	80.7	教諭 養護教諭 実習助手 栄養教諭 講師 寄宿舎指導員 その他（教諭級） 計	5,688 135 81 21 10 6 42 5,983	5,989	80.8	教諭級
特2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	6	0.1	指導教諭 主幹教諭 計	2 4 6			
3級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	193	2.6	教頭 副校長 その他（教頭級） 計	169 15 9 193	193	2.6	教頭級
4級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	113	1.5	校長 計	113 113	113	1.5	校長級
合計		7,415	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

6 教育職給料表（三）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	小学校、中学校若しくは義務教育 学校の講師、助教諭若しくは養護助 教諭又は中等教育学校の講師若しく は助教諭の職務	1,751	11.1	講師 養護助教諭 計	1,654 97 1,751	1,751	11.1	講師級
2 級	小学校、中学校若しくは義務教育 学校の教諭、養護教諭若しくは栄養 教諭又は中等教育学校の教諭の職務	12,590	79.6	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師 その他（教諭級） 計	11,698 671 141 13 67 12,590	12,632	79.9	教諭級
特 2 級	小学校、中学校又は義務教育学校 の主幹教諭又は指導教諭の職務	42	0.3	指導教諭 主幹教諭 計	19 23 42			
3 級	小学校、中学校又は義務教育学校 の副校長又は教頭の職務	769	4.9	教頭 副校長 その他（教頭級） 計	721 34 14 769	769	4.9	教頭級
4 級	小学校、中学校又は義務教育学校 の校長の職務	665	4.2	校長 その他（校長級） 計	651 14 665	665	4.2	校長級
合計		15,817	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

7 研究職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(%)	段階	
1級	定型的な業務を行う技師の職務	0	0.0	技師	0	131	48.3	役付以外
				計	0			
2級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	131	48.3	技師	71	131	48.3	役付以外
				主任	54			
				研究員	6			
				計	131			
3級	1 試験研究機関（規模の大きい試験研究機関を除く。）の長の職務 2 試験研究機関の部長の職務	105	38.7	主任研究員	49	77	28.4	係長級
				農業総合センターの室長	7			
				その他（係長級）	21			
				首席研究員	18	48	17.7	課長補佐級
				鑑定官	6			
				その他（課長補佐級）	4			
				計	105			
4級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関（規模の大きい試験研究機関を除く。）の困難な業務を処理する長の職務	33	12.2	首席研究員	9	14	5.2	課長級
				研究調整監	7			
				その他（課長補佐級）	4			
				その他（課長級）	13			
				計	33			
5級	規模の大きい試験研究機関の困難な業務を処理する長の職務	2	0.7	科学捜査研究所長	1	1	0.4	次長級
				畜産センター長	1			
				計	2			
	合計	271	100.0					

備考

- 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

8 医療職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	5	14.7	技師	5	18	52.9	役付以外
				計	5			
2級	1 保健所の課長の職務 2 精神保健福祉センターの部長の職務 3 相当高度の知識又は経験に基づき 困難な医療業務を行う医師又は 歯科医師の職務	15	44.1	技師	13	4	11.8	係長級
				係長	2			
				計	15			
3級	1 保健所（規模の大きい保健所を除く。）の長の職務 2 精神保健福祉センターの長の職務 3 保健所の困難な業務を処理する課長の職務 4 精神保健福祉センターの困難な業務を処理する部長の職務	3	8.8	係長	1	4	11.8	係長級
				その他（係長級）	1			
				計	2			
				技佐	1			
4級	1 規模の大きい保健所の長の職務 2 保健所（規模の大きい保健所を除く。）の困難な業務を処理する長の職務 3 精神保健福祉センターの困難な業務を処理する長の職務	11	32.4	精神保健福祉センター長	1	4	11.8	課長級
				その他（課長級）	2			
				保健所長	8	8	23.5	次長級
				計	11			
合計		34	100.0					

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

9 医療職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階														
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階												
1級	定型的な業務を行う技師の業務	4	1.3	技師	2	182	60.9	役付以外												
				学校栄養職員	2															
				計	4															
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	54	18.1	技師	53															
				その他	1															
				計	54															
3級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	110	36.8	技師	54															
				主任	55															
				その他	1															
				計	110															
4級	1 係長又は副科長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務	43	14.4	主任	14				68	22.7	係長級									
				係長	23															
				専門員	5															
				その他（係長級）	1															
				計	43															
5級	1 出先機関の課長又は科長の職務 2 困難な業務を処理する係長又は副科長の職務	31	10.4	係長	16															
				専門員	7															
				その他（係長級）	8															
				計	31															
6級	1 規模の大きい出先機関の次長の職務 2 規模の大きい出先機関の困難な業務を処理する課長又は科長の職務 3 出先機関の困難な業務を処理する課長又は科長（2に掲げる課長又は科長を除く。）の職務	47	15.7	家畜保健衛生所の課長	5							39	13.0	課長補佐級						
				その他（係長級）	3															
				保健所の課長	8															
				主査	8															
				食肉衛生検査所の課長	6															
				保健所の次長	5															
				防疫主査	5															
				その他（課長補佐級）	7															
計	47																			
7級	1 出先機関の長の職務 2 規模の大きい出先機関の困難な業務を処理する次長の職務 3 規模の大きい出先機関の特に困難な業務を処理する課長又は科長の職務	10	3.3	家畜保健衛生所長	4										10	3.3	課長級			
				その他（課長級）	6															
				計	10															
合計		299	100.0																	

備考

- 「出先機関」とは、茨城県行政組織条例第3章に規定する行政機関等その他人事委員会規則で定める組織をいう。
- 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

10 医療職給料表（三）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0.0			160	70.5	役付 以外
				計	0			
2 級	1 保健師、助産師又は看護師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする 准看護師の職務	47	20.7	保健師	37			
				看護師	10			
				計	47			
3 級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要と する看護師の職務	81	35.7	看護師	50			
				保健師	18			
				主任	13			
				計	81			
4 級	1 係長の職務 2 副看護師長の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務	44	19.4	主任	32			
				係長	6			
				その他（係長級）	6			
				計	44			
					26	11.5	係長級	
5 級	1 副看護部長、看護師長又は 教務主任の職務 2 保健所の課長の職務 3 困難な業務を処理する係長の職務 4 困難な業務を処理する副看護部長 の職務	28	12.3	副看護部長	7			
				その他（係長級）	7			
				保健指導主査	7			
				その他（課長補佐級）	7			
				計	28			
					39	17.2	課長 補佐級	
6 級	1 総看護師長の職務 2 教頭の職務 3 困難な業務を処理する副看護 部長、看護師長又は教務主任の職務 4 保健所の困難な業務を処理する 課長の職務	25	11.0	保健所の課長	12			
				その他（課長補佐級）	13			
				計	25			
7 級	困難な業務を処理する総看護師長の 職務	2	0.4	地域保健調整監	2			
				計	1			
					2	0.9	課長級	
合計		227	99.6					

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

11 福祉職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	11	23.9	技師	11	27	58.7	役付以外
				計	11			
2級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	16	34.8	技師	12	14	30.4	係長級
				その他（役付以外）	4			
				計	16			
3級	1 係長又は専門員の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務	8	17.4	専門員	5	5	10.9	課長補佐級
				その他（係長級）	3			
				計	8			
4級	1 出先機関の困難な業務を処理する課長の職務 2 困難な業務を処理する係長又は専門員の職務	9	19.6	専門員	5	9	10.9	課長補佐級
				その他（係長級）	1			
				主査	2			
				その他（課長補佐級）	1			
				計	9			
5級	出先機関の特に困難な業務を処理する課長の職務	2	4.3	主査	2			
				計	2			
合計		46	100.0					

備考

- 「出先機関」とは、茨城県行政組織条例第3章に規定する行政機関等その他人事委員会規則で定める組織をいう。
- 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

12 現業職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技術員の職務	45	22.4	技術員	45	201	100.0	役付 以外
				計	45			
2 級	高度の技能又は経験を必要とする 業務を行う技術員の職務	2	1.0	技術員	2			
				計	2			
3 級	副技師の職務	58	28.9	副技師	58			
				計	58			
4 級	技師の職務	17	8.5	技師	16			
				その他（役付以外）	1			
				計	17			
5 級	困難な業務を処理する技師の職務	79	39.3	技師	79			
				計	79			
合計		201	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員及び任期付常勤職員（任期付職員法第4条）分を含む。

13 現業職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	技術員の職務	5	26.3	技術員	5	19	100.0	役付以外			
				計	5						
2級	高度の技能又は経験を必要とする 業務を行う技術員の職務	8	42.1	技術員	8						
				計	8						
3級	特に高度の技能又は経験を必要と する業務を行う技術員の職務	2	10.5	技術員	2						
				計	2						
4級	技師の職務	4	21.1	技師	4						
				計	4						
合計		19	100.0								

備考

職名及び人数には再任用職員分を含む。

14 特定任期付職員給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する業務	0	0.0		0	0	0.0	係長級
				計	0			
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な業務	0	0.0		0	0	0.0	係長級
				計	0			
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	2	16.7	防災・危機管理専門監	1	2	16.7	課長級
				企業参入推進監	1			
				計	2			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	0	0.0		0	0	0.0	
				計	0			
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	9	75.0	副校長	2	7	58.3	部長級
				校長	5			
				情報化統括監	1			
				中性子利用推進監	1			
				計	9			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	1	8.3	営業戦略統括官	1	1	8.3	
				計	1			
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務で特に重要なもの	0	0.0		0	0	0.0	
				計	0			
合計		12	100.0					

備考

特定任期付職員とは、任期付職員法第3条第1項に規定する職員を指す。

15 第1号任期付研究員給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその経験知識等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	1	100.0	主任研究員	1	1	100.0	係長級
				計	1			
2号給	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその経験知識等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
3号給	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務	0	0.0			0	0.0	課長級
				計	0			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
5号給	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
合計		1	100.0					

備考

第1号任期付研究員とは、任期付研究員法第3条第1項第1号に規定する職員を指す。

16 第2号任期付研究員給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	博士課程修了直後の者の有する程度 の専門的な知識経験を有する者が 当該知識経験に基づき研究を独立して 行う研究員の職務	5	100.0	技師	5	5	100.0	
				計	5			
2号給	博士課程終了後、特別研究員制度（特別 の法律により設立された法人等によっ て運営され、主として博士課程を修了し た優れた研究者に国立試験研究機関等 において研究する機会を提供すること を内容とする制度をいう。）等により 数年にわたり研究に従事したことのある 者の有する程度の専門的な知識経験を 有する者が当該知識経験に基づき研究 を独立して行う研究員の職務	0	0.0			0	0.0	役付以外
				計	0			
3号給	博士課程終了後、相当の期間にわ たり研究に従事したことのある者の 有する程度の専門的な知識経験を有 する者が当該知識経験に基づき困難 な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
合計		5	100.0					

備考

第2号任期付研究員とは、任期付研究員法第3条第1項第2号に規定する職員を指す。

17 任期付短時間職員行政職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	1	100.0	主事	1	1	100.0	役付以外
				計	1			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0			0		
				計	0			
3級	1 係長の職務 2 主任の職務	0	0.0			0	0.0	係長級
				計	0			
4級	困難な業務を処理する係長の職務	0	0.0			0		
				計	0			
5級	課長補佐の職務	0	0.0			0	0.0	課長補佐級
				計	0			
6級	1 副参事又は技佐の職務 2 課長補佐の職務副参事又は技佐の職務	0	0.0			0		
				計	0			
7級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務	0	0.0			0	0.0	課長級
				計	0			
8級	本庁の部の次長の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の部の困難な業務を処理する次長の職務	0	0.0			0		
				計	0			
合計		1	100.0					

備考

任期付短時間職員とは、任期付職員法第5条に規定する職員を指す。

18 任期付短時間職員教育職（二）給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	6	100.0	講師	6	6	100.0	講師級
				計	6			
2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は困難な業務を処理する実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務	0	0.0		0	0	0.0	教諭級
				計	0			
3級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	0	0.0			0	0.0	教頭級
				計	0			
4級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	0	0.0			0	0.0	校長級
				計	0			
合計		6	100.0					

備考

任期付短時間職員とは、任期付職員法第5条に規定する職員を指す。

19 任期付短時間職員教育職（三）給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	小学校、中学校若しくは義務教育 学校の講師、助教諭若しくは養護助 教諭又は中等教育学校の講師若しく は助教諭の職務	3	100.0	講師	3	3	100.0	講師級
				計	3			
2 級	小学校、中学校若しくは義務教育 学校の教諭、養護教諭若しくは栄養 教諭又は中等教育学校の教諭の職務	0	0.0			0	0.0	教諭級
				計	0			
3 級	小学校、中学校又は義務教育学校 の副校長又は教頭の職務	0	0.0			0	0.0	教頭級
				計	0			
4 級	小学校、中学校又は義務教育学校 の校長の職務	0	0.0			0	0.0	校長級
				計	0			
合計		3	100.0					

備考

任期付短時間職員とは、任期付職員法第5条に規定する職員を指す。